

■入札制度の一部改正について

1 (清掃及び警備業務への) 最低制限価格制度の適用について

本市が発注する清掃及び警備の人的業務において、ダンピング受注を抑止し、請負者の業務遂行において、引き続き最低賃金法など関係法令が遵守されるよう、次のとおり最低制限価格制度を適用します。

① 最低制限価格の算定方式

本市が発注する清掃及び警備の人的業務における最低制限価格の算定方法を次のとおりとします。

最低制限価格は、一定の手法により設定します。

② 最低制限価格の公表の取り扱い

最低制限価格の算定方式は非公表の取り扱いとし、最低制限価格については、契約締結後の公表（事後公表）とします。

〔適用時期〕

①及び②については、平成21年7月6日以後の新たな入札公告及び指名通知による入札から適用します。